

総行人第 60 号
平成 24 年 1 月 6 日

各都道府県総務部長 殿
(財政担当課・市町村担当課扱い)
(地域振興担当課扱い)

総務省人材力活性化・連携交流室長

「復興支援員」の推進について（通知）

東日本大震災では、地震や津波等による甚大な被害により、被災地域の住民が、長期間にわたる仮設住宅での生活を強いられたり、高台への集団移転を余儀なくされたりするなど、被災地域におけるコミュニティの持続可能性について懸念されています。そのため、震災からの復興に当たっては、地域に根ざしたコミュニティ主体の復興を行うことが重要であり、コミュニティ再構築に向けた人材面での支援が不可欠です。

また、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日閣議決定）においても、被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する復興支援員の配置等を進めることとしているところです。

このようなことを踏まえ、このたび、別添のとおり「復興支援員推進要綱」を作成しましたので、各地方自治体におかれましては、「復興支援員」の推進について格別のご配慮をお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、本通知の趣旨について周知されるようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

復興支援員推進要綱

第1 趣旨

東日本大震災では、地震や津波等による甚大な被害により、被災地域の住民が、長期間にわたる仮設住宅での生活を強いられたり、高台への集団移転を余儀なくされたりするなど、被災地域におけるコミュニティの持続可能性について懸念されている。そのため、震災からの復興に当たっては、地域に根ざしたコミュニティ主体の復興を行うことが重要であり、コミュニティ再構築に向けた人材面での支援が不可欠である。

また、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日閣議決定）（別添 1）においても、被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する復興支援員の配置等を進めることとしている。

このようなことを踏まえ、総務省として、第2以下に掲げる取組の推進を図るものである。

第2 事業概要

被災地方自治体が、被災地域内外の人材を復興支援員として委嘱し、一定期間以上、被災地域に住み込んで住民の見守りやケア、集落での地域おこし活動などの復興に伴う地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組について、被災地方自治体が必要に応じて取り組むことができるよう、総務省として必要な支援を行う。

（1）復興支援員

復興支援員は、最長 5 年の期間、被災地方自治体の委嘱を受け、被災地域で生活し、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動などの復興に伴う地域協力活動に従事する者をいう。

（2）被災地方自治体

被災地方自治体は、独自に広報・募集等の活動を行ったり、NPO 法人や大学等の実施する様々な事業を活用したりすることにより、被災地域内外の人材を復興支援員として委嘱し、復興に伴う地域協力活動に従事させる。

（3）総務省

総務省は、復興支援員の推進に取り組む被災地方自治体(独自の広報・募集等を行うもの、NPO 法人や大学等の実施する様々な事業を活用するものの双方を含む。)に対して、必要な財政上の支援を行う(別添 2)ほか、先進事例・優良事例の調査や、これらの事例の地方自治体への情報提供等を行う。

第3 対象

(1) 「復興支援員」

この要綱における「復興支援員」とは、以下に該当する者をいう。

- ① 被災地方自治体が定める復興計画や復興計画に基づく要綱等に根拠を持つものとして設置されるものであること。
- ② 被災地方自治体から、委嘱状等の交付による委嘱を受け、復興に伴う地域協力活動に従事する者であること。
- ③ 復興に伴う地域協力活動を行う期間は、最長5年であること。

なお、委嘱の方法、期間、名称等は、地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えない。

(2) 被災地方自治体

この要綱における「被災地方自治体」とは、以下に該当する地方自治体をいう。

- ① 「東日本大震災に対処するための財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)第二条第二項に定める「特定被災地方公共団体」である都道府県。
- ② 「東日本大震災に対処するための財政援助及び助成に関する法律」第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令(平成23政令第127号)第一条に定める「特定被災地方公共団体」及び同令第2条に定める特定被災区域内の特定被災地方公共団体以外の市町村。

(3) 「復興に伴う地域協力活動」

この要綱における「復興に伴う地域協力活動」とは、復興に係る地域力の再生・維持・強化に資する活動をいい、おおむね次に例示するものとするが、その具体的内容は、個々の能力や適性及び各地域の実情に応じ、被災地方自治体が自主的な判断で決定するものである。

(復興に伴う地域協力活動の例)

- 住民の生活支援
 - ・生活・居住環境の向上、行政手続き等に関する説明等
- 住民の見守りやケア
 - ・仮設住宅等に居住する住民の巡回、話し相手等
 - ・複数の仮設住宅等に分かれて居住する被災コミュニティの連絡調整
- 地域おこしの支援
 - ・地域行事、伝統芸能等コミュニティの活動再開及び活動の応援等
 - ・都市との交流事業実施の応援等
 - ・地場産品の販売その他地産地消の推進のための取り組みの応援等
- 農林水産業への従事等

第4 その他事業推進に当たっての留意事項

- (1) 被災地方自治体は、復興支援員の活動が円滑に実施されるよう、複数人の受け入れを同時に行うとともに、復興支援員が復興に伴う地域協力活動を終了した後も定住・定

着できるよう復興支援員に対する生活支援・就職支援等を同時に進めることが望ましいこと。

(2) 被災地方自治体は、復興支援員の意向を尊重し、関係する各機関や住民等とも必要な調整等を行ったうえ、あらかじめ復興に伴う地域協力活動の年間プログラムを作成し、復興に伴う地域協力活動の全体をコーディネートするなど、責任をもって復興支援員を受け入れること。また、復興支援員の活動が円滑に実施されるよう、必要な研修の実施、地域との交流の機会の確保など必要な配慮を行うこと。

(3) 復興支援員は、被災地方自治体が自主的・主体的に取り組むものであり、総務省はその取り組み実績を事後的に調査のうえ財政上の支援措置を講じるものであること。したがって、国に対する事前の申請等の特段の行為を要しないものであること。

「東日本大震災からの復興の基本方針（抜粋）」

（平成 23 年 7 月 29 日閣議決定）

5 復興施策

（1）災害に強い地域づくり

⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等

（ii）被災地に居住しながら被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する復興支援員の配置等及びまちづくり等に関する各種専門職の被災地への派遣や人材の確保・データベース化を進める。

「復興支援員」の推進に向けた財政措置について

被災地方自治体が、「復興支援員推進要綱」に基づき復興支援員の活用に取り組む場合の財政支援については、平成 23 年度から、概ね次に掲げる経費が必要となることを踏まえ、復興支援員 1 人あたり報償費等 200 万円程度及び必要となるその他の活動経費の特別交付税措置を行うこととしている。

【必要経費の例】

○復興支援員の募集等に要する経費

- ・都市部における募集・PR 経費
- ・職員旅費 等

○復興支援員の活動に要する経費

- ・報償費等
- ・住居、活動用車両の借上費
- ・活動旅費等移動に要する経費
- ・作業道具・消耗品等に要する経費
- ・関係者間の調整・意見交換会等に要する事務的な経費
- ・復興支援員の研修受講に要する経費
- ・復興支援員が出席するシンポジウムの開催経費
- ・ノートパソコンの購入費用
- ・トイレ設置改修費用
- ・生活必需品の備品購入
- ・地域 PR 活動旅費
- ・草刈り機の購入
- ・社会保険料
- ・傷害保険料
- ・地域住民との交流や地域おこしに資するワークショップやイベント経費 等

【問合せ先】

総務省自治行政局地域自立応援課人材力活性化・連携交流室

電 話：03-5253-5394 FAX：03-5253-5537